

設置の趣旨等を記載した書類

<目次>

1.	設置の趣旨及び必要性	・・・ p.1
1-1	神奈川歯科大学及び大学院歯学研究科の沿革	・・・ p.1
1-2	設置の趣旨及び必要性	・・・ p.1
1-3	養成する人材について	・・・ p.3
2.	設置する専攻の名称及び学位の名称	・・・ p.4
3.	教育課程の編成の考え方及び特色	・・・ p.4
3-1	教育課程の編成方針	・・・ p.4
3-2	教育課程の具体的編成	・・・ p.5
3-3	教育課程の特色	・・・ p.7
4.	教員組織の編成の考え方及び特色	・・・ p.8
4-1	教員組織の編成方針	・・・ p.8
4-2	教員組織の具体的編成	・・・ p.8
4-3	教員組織の特色	・・・ p.9
5.	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・ p.9
5-1	教育方法	・・・ p.9
5-2	履修指導	・・・ p.10
5-3	研究指導の方法	・・・ p.10
5-4	修了要件	・・・ p.11
5-5	学位論文審査体制	・・・ p.11
5-6	倫理審査体制について	・・・ p.12
6.	施設・設備等の整備計画	・・・ p.13
7.	既設の学部との関係	・・・ p.14
8.	入学者選抜の概要	・・・ p.14
8-1	アドミッションポリシー	・・・ p.14

8-2	入学試験の実施概要	・・・	p.15
9.	「大学院設置基準」第14条による教育方法の特例の実施	・・・	p.17
9-1	修業年限	・・・	p.17
9-2	履修指導・研究指導・修了の要件	・・・	p.17
9-3	授業の方法	・・・	p.17
9-4	教員の負担の程度・教員組織の整備状況	・・・	p.17
9-5	入学者選抜の概要	・・・	p.17
10.	管理運営	・・・	p.18
10-1	大学院教授会	・・・	p.18
10-2	各種委員会	・・・	p.18
10-3	事務組織	・・・	p.19
11.	自己点検・認証評価について	・・・	p.19
11-1	平成30年度に認証を受ける計画の全体像	・・・	p.19
11-2	準備状況	・・・	p.19
11-3	認証を受けることの証明	・・・	p.20
12.	情報の公表	・・・	p.20
13.	教員の資質向上の方策について	・・・	p.22
14.	多様なメディアを高度に利用して授業を 教室以外の場所で履修させる場合	・・・	p.22
15.	2以上の校地において教育研究を行う場合	・・・	p.23
15-1	必要性	・・・	p.23
15-2	教員組織及び事務組織等の整備	・・・	p.23
15-3	施設についての整備状況	・・・	p.24
15-4	学生及び教員の負担を軽減する配慮	・・・	p.24

1. 設置の趣旨及び必要性

1-1. 神奈川歯科大学及び大学院歯学研究科の沿革

神奈川歯科大学は、昭和 39 年 4 月に神奈川県横須賀市に開設された。本学の前身は、明治 43 年 5 月に開校した東京女子歯科医学講習所であり、一貫して歯科医療従事者の養成を行い、多くの歯科医師、歯科衛生士を輩出してきた。建学の精神は、「全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする「愛の精神」の実践即ち畏敬の念」を掲げ、高い技術と人間味あふれる人材を養成している。

大学院歯学研究科は、歯学部教育のさらなる高度化を求めて昭和 50 年に開設され、歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成することを目的としている。現在までに歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻の 2 専攻による教育体系により 40 年が過ぎ、歯学界に貢献してきた。特に、平成 24 年度から 3 か年の期間では、文部科学省戦略的基盤形成支援事業に採択され、災害医療歯科学という新しい学問領域の構築に全学を挙げて取り組んだ。この研究事業は、基礎系あるいは臨床系という枠にとらわれない大学院としての特色を打ち出す重点研究基幹プロジェクトとして行われ、学内外から高い評価を得た。

また、近年の歯科医学の高度化と専門職としての充実を求める社会からの要請の高まりがあり、歯学部では、平成 25 年度から教育の一元管理を行う総合教育部の設置に伴い、全ての専門分野別小講座が廃止された。一方、専門性の高い研究と大学院教育を行うため、教員の大学院への専任化を行い、新たに大学院大講座が設置された。この大講座は、今後の歯科医療の発展において解決しなければならない課題に対して構築し、専門分野横断的な教育と研究の充実を進めている。さらに、平成 27 年度に、新専攻設置に向けて策定された研究マスタープラン（資料 1）に基づき、大講座制の本格運用が行われ研究の高度化に向けた取り組みが進行中である。加えて、学長を委員長とする学位審査運営委員会を設置し、学位審査に関する透明性・公平性・厳格性を学長主導で行えるよう管理体制を充実し、学校教育法の改正の趣旨に鑑み学位授与に関する学長のガバナンス体制を強化した。

1-2. 設置の趣旨及び必要性

歯科医療を取り巻く現状は、複雑化する社会情勢から高度な専門歯学能力の養成、高い研究マインドを備えた指導的な臨床医の育成、グローバル化に対応した国際性の醸成が求められている。さらに、本学では、歯科医療の高度化で解決しなくてはならない歯科的課題を研究テーマとして取り上げ、文部科学省の

私立大学等経常費補助事業に応募し採択されてきた。ハイテクリサーチセンター事業では口腔癌の新規治療戦略の開発、オープンリサーチセンター事業では口腔と全身の関連の解明、戦略基盤形成支援事業では災害医療歯科学研究を推進しており、現在も継続的に研究を進めている。本学では、これらに基づき認識した課題を大学院研究マスタープランとして位置付けており、以下の5つの諸問題を解決する高い臨床研究能力を持つ人材が強く求められていると認識してきた。(資料1)。

- ① 超高齢社会は、全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実が必要であり、摂食嚥下を含め全身管理に造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。
- ② 近年歯科医学も専門分科が進み高度化した半面、総合的な視点として小児から高齢者を取り扱うライフコースに基づく一貫した歯科医療の観点が失われていると同時に、包括的ケアを含めて総合化できる歯科医師が不足している。
- ③ 災害の頻発に対する災害医療歯科学の推進と災害時迅速に対応できる指導的な歯科医師が不足している。
- ④ 増加を示す口腔癌に対する歯科医療の高度化が必要であり、腫瘍学に対する造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。
- ⑤ 口腔と全身の関連の科学的解明を進展させる必要があり、基礎研究の充実と臨床応用できる臨床研究を主とする歯学教育・研究者が不足している。

これら5つの課題に対しては、現在歯科臨床系専攻に全身管理医歯学講座、口腔統合医療学講座、高度先進口腔医学講座、顎顔面病態診断外科学講座、歯科基礎系専攻に災害医療歯科学講座、口腔科学講座、歯学教育学講座をそれぞれ設置し教育研究を行う体制を構築し(資料1)、課題に対する先進的な取り組みを行っているが、研究のボーダレス化が進んでおり専攻の枠を超える必要性が生じている。前述した文部科学省の私立大学等経常費補助事業では、既設専攻の枠を超えて基礎系研究者と臨床系研究者が1つの課題に取り組むことで、研究の高度化が図られ内外から高い評価を得た。この様に人材養成においても多様性のある臨床的な課題を柔軟で俯瞰的に解釈できる能力の養成は、分野横断的な研究に基づく教育が効果的と考えられる。

さらに、歯科医学は、医学の一分野として、近年では歯周組織の再生医療の実用化、デジタルデンティストリーの診断や技工への応用、生物学的材料学の進展、成長発育を見通した歯科治療の充実、唾液の診断への応用、歯からの身元確認精度の向上など、これまで以上にその領域を広げながら進歩している。これらの進歩は、多彩な背景を持つ研究者が共同し技術結集型により成果を示していることがほとんどであり、研究の高度化は様々な専門分野の連携や融合を

求めている。しかし、本学では歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻の 2 専攻に分かれており、課題解決や人材養成に関する教育研究環境が旧来の臨床と基礎に分断されているのが現状であった。

そこで、これまでの教育・研究の課題解決に向けた本学の取り組みを継承しつつ、基礎と臨床を結び横断的で機能的な教育研究体制を組織的に構築し、近年の研究動向や社会からの要請に機敏に応える臨床研究能力の高い人材養成のために、大学院歯学研究科 2 専攻を改組し、新たに 1 専攻による大学院歯学研究科を設置する。

また本学には、横須賀キャンパスに大学附属病院、横浜キャンパスに横浜クリニックを設置している。両附属医療機関の性格は地域性を反映しており、横須賀キャンパスはこれからの超高齢社会への対応を推進するモデルとして、一方横浜キャンパスは、自費診療を中心とした先進医療の拠点として位置付けられる。今後、両附属医療機関の特性を最大限活用することで、高齢化に伴う歯科医療ニーズ、社会から求められる多様な医療ニーズに対応した人材育成が可能であることから、2校地での教育研究を実施する。

1-3. 養成する人材について

当該歯学専攻では、「歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成することを目的とする」という、学則に掲げられた研究科の理念のもと、社会的需要が見込まれる研究マインドの高い高度な臨床能力と自立した臨床研究力を備えた歯科医師の養成に主眼を置く。特に、倫理観に裏付けられたプロフェッショナルリズムの醸成、科学者としての基本的素養の育成、歯学専門領域における深い理解と実践力、課題解決のために国内だけでなく海外の情報を使いこなす能力は必須である。

以上を踏まえて、設置の趣旨で述べた 5 つの課題を解決できる臨床研究能力の高い人材に身につけさせる能力（ディプロマポリシー, DP）として、次の 5 項目を掲げる（資料 2）。

- ① 高い倫理観を持ち、研究と臨床に必要な諸規則を熟知し応用する能力を身につけている。
- ② 歯学専門領域における臨床的課題を発見する能力の育成と同時に課題解決のために、多様な研究方法論を理解し実践する能力を身につけている。
- ③ 普遍性のある研究成果を広くパブリケーションすることができる能力を身につけている。
- ④ 歯学専門領域を横断する幅広い知識に裏打ちされた柔軟かつ俯瞰的な判

断ができるマネージメント能力を身につけている。

- ⑤ 地域における医療の歯科的課題解決を世界の動向を視野に入れて検討できるグローバルな思考能力を身につけている。

ここで養成された人材は、地域歯科医療において、その臨床研究能力を生かし様々な臨床的な課題を解決する指導的な人材となることを念頭に置いている。さらに、研究機関においては、基礎と臨床をつなぐ研究（トランスレーショナルリサーチ）において、歯学専門領域の臨床課題を俯瞰的な思考で解決する新しい医療を開発する研究者として活躍が期待される。

2. 設置する専攻の名称及び学位の名称

当該博士課程は、歯学を基盤としていることから、専攻名及び修了者に授与する学位については以下のとおりとする。尚、授与する学位の名称に変更はない。

大学院名： 神奈川歯科大学大学院

Graduate School of Dentistry, Kanagawa Dental University

専攻名： 歯学専攻

Doctoral Program in Dental Science

学位の名称： 博士（歯学）

Doctor of Philosophy in Dentistry

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

3-1. 教育課程の編成方針

当該歯学専攻では、歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻から歯学専攻への改組に鑑み、基礎医歯学と臨床歯学の融合を基盤とし、自立した臨床研究能力を備えた主に高度な専門性を有する歯科医師を養成するという人材養成目的に適う教育課程の編成を行う。特にコースワークの充実として共通必修講義を5科目配置すると同時にコースワーク（講義・実習・演習）からリサーチワーク（研究・論文作成）の有機的な連携を考慮して編成した。さらに臨床歯学を体得するためのクリニカルワーク（臨床研修）を行い、課程制大学院制度の趣旨に準拠して体系的な教育課程を編成した。

具体的な編成方針（カリキュラムポリシー）として（資料2）、

- ① 研究者に必要な倫理規範を教育し高い倫理観を備えた人材を育成する教育を行う。
対応 DP: DP①
対応科目: 研究基盤学・専門科目入門・学術発表演習→研究・論文指導
- ② 歯学研究領域における高度な専門性を教育し、学術面で指導的な人材を育成する教育を行う。
対応 DP: DP②
対応科目: 専門科目入門・専門科目実習・多分野最新研究学→研究・論文指導
- ③ 研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成する教育を行う。
対応 DP: DP③
対応科目: 研究基盤学・学術発表演習・医学統計演習・医学英語演習→研究・論文指導
- ④ 課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネジメント能力を育成する教育を行う。
対応 DP: DP④
対応科目: 多分野最新研究学・統合専門科目演習・選択科目特論 I→研究・論文指導
- ⑤ 国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成する。
対応 DP: DP⑤
対応科目: 医学英語演習・統合専門科目演習・選択科目特論 II→研究・論文指導

上記の CP と伴に指導方針として、小人数の利点を生かし、コースワークにおける講義は、議論を積極的に取り入れた双方向型の授業を展開する。さらに実習もマンツーマンで行い、密な指導により実践力を養う。演習は、講座内分野横断的な特徴を生かし、複数分野の教員により行うことで俯瞰的な能力を身につけさせるよう演習課題を設定する。これらのコースワークにより臨床研究を進める基盤を養い、臨床研究を行うための計画立案とその実践であるリサーチワークを行い論文作成へとつなげる。さらに、クリニカルワークは、各専門分野別に臨床研修を行うが、症例を用いて歯学専門分野の理解を深めるよう指導することで、リサーチワークにおける臨床研究の充実を図る。

3-2. 教育課程の具体的編成 (資料 3)

当該歯学専攻では、基礎的な素養を身につけるため全員が履修する共通必修科

目を1・2年次で開講する。さらに選択必修の専門科目として入門と実習を開講し、歯学専門分野の知識を教授する。この入門の選択により、実習および演習が同時に決定される。共通必修科目は双方方向型で2校地同時に開講する。専門科目は、希望する科目により2校地に分かれて実施される。以上の科目群によりコースワークの主軸を構成する。

3年次で教授する統合専門科目は、多分野による横断的科目で演習として行い、コースワークとリサーチワークの橋渡しの役割と同時にリサーチワークに深みを与え横断的な思考を養成する科目として開講する。さらに、3年次後期から4年次に特論IおよびIIの選択科目を配置する。

また、神奈川県内大学院学術交流協定に基づき、本学以外での履修による単位を積極的に認めると同時に今後大学間交流を検討し単位互換を進める。なお、1年は前期及び後期の2期制とし、各期は15週とする。

1年次

1年次共通必修科目は、前期に研究基盤学(2単位)にて、一般的な研究倫理に重点をおいた授業を行う。さらにキャリアプランニングに関する授業、知的財産や企業と大学との関係性についても教授し、研究者として身につけなければならない基礎的な素養を養成する。また、後期には、多分野最新研究学(2単位)において、歯学研究計画の立て方(臨床研究を含む)、実際の研究技術、研究マネジメント、近年の研究動向に関して教授し、研究立案のための基礎力を養成する。

1年次選択必修科目は、専門科目入門(4単位・通年)において、各専門分野に関する基本的な知識を教授し特徴を理解させると共に、当該専門領域の研究を行う上で必要な基礎的な素養を養成する。また、各専門分野に特徴的な倫理関係の事項を教授する。

2年次

2年次共通必修科目は、前期に学術発表演習(2単位)を履修し、学会での発表の仕方と論文の執筆に必要な知識と技能を教授すると同時に、科学的思考について演習し、論理的思考のできる研究者に必要な能力を養成する。また、科学論文の執筆に必要な倫理規範を教育する。後期には、医学英語演習(2単位)において、医学英語の基本、英語論文読解、英語でのコミュニケーションの基本を教授し、グローバルに活動する基本を養成する。医学統計演習(2単位)においては、数学的な基本から高度な手法を学ぶと同時に、バイオインフォーマティクスの考え方を教授し、臨床研究や生物統計学に造詣の深い研究者を養成する。

2年次選択必修科目の専門科目実習（4単位・通年）は、専門科目入門を基礎として、実習を通して知識の深化と技術を教授し、研究を行う上での各専門分野における応用的な素養を養成する。

3年次

3年次には、必修選択科目として、統合専門科目演習（4単位・通年）を開講する。統合専門科目演習は、講座毎に分野横断的に統合的な知識を教授すると同時に、演習を通じ専門分野を広く俯瞰的に思考できる能力を養成する。これにより、多面的に検証する能力を身につけさせ、リサーチワークの高度化につながるための、コースワークの総仕上げを行う。

選択科目特論 I（4単位）を後期に開講し、各大学院生が自らの選択した専門分野以外で、リサーチワークで必要とされる知識を学ぶため必要な科目を選択する。

4年次

4年次には、選択科目特論 II（4単位・通年）を開講する。最終学年であり、世界の研究動向を踏まえグローバルな思考能力の養成を図るため、各専門分野における世界的な課題を紹介すると同時に、専門分野の高度な知見による解決の方法論を教授する。

3-3. 教育課程の特色

① 大講座制による横断的な教育

大講座制を施行しており、講座内での分野横断的な教育研究体制により、専門領域の枠を超えた多分野融合的な教育の実践を行う。

② 共通講義の充実

コースワークとして共通講義を5科目開講し充実させ、系統的な教育により自立的な研究者としての高い能力の修得を行う。特に、単位互換も積極的に活用し幅広い学識を身につけさせる。

③ 国際プログラム

大学院生が国際性を身につけるために、これまで短期留学や海外での学会発表を体験させる国際交流プログラムを実施しており、今後も充実させていく。特に海外での学会発表を1回以上義務づける。

④ 歯科臨床に対する教育

臨床研究の基本は、歯科臨床を通じた疑問であり、臨床的なスキルを学ぶことは臨床研究の充実に欠かせない。各専門分野に、基礎系の知識を含めて学ぶことができる臨床プログラムを開講しクリニカルワークとして行う。また、基

礎医歯学を専門とする学生も参加できる。さらに、平成 29 年度に新病院を開院するに伴い、臨床研究 data センター（仮称）を整備することから、充実した臨床研究の展開を行う。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

4-1. 教員組織の編成方針

大学院教員の資質としては、本学の建学の精神である「愛の精神」が実現できることが求められ、教育研究力の造詣の深さと同時に豊かな人間性を持つ教員を配置する。この様な教員の採用は、大学院教員任用規程にその基準が記載され、教員の書類審査及び教授以上においてはプレゼンテーションを課して慎重に採用している（資料 4）。また、歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻を 1 専攻に改組することに鑑み、基礎と臨床の有機的連携を基本とした教育・研究組織を構築する。特に、講座毎に教育・研究方針を定め、その遂行のために大学院教員としての役割を明確にして教育研究力の充実をはかる。講座の責任者は、学長の指名による講座長が担当し実務を担う。学長は、全ての講座の統括を行い、責任体制を明確化する。

4-2. 教員組織の具体的編成

大学院講座としては、全身管理医歯学講座、口腔統合医療学講座、高度先進口腔医学講座、災害医療歯科学講座、口腔科学講座、顎顔面病態診断外科学講座、歯学教育学講座の 7 講座を当該歯学専攻でも引き継ぎ、設置の趣旨の項で示した 5 つの課題に機能的に応えるための教育研究体制が確立している。さらに、各講座には、専門領域ごとに分野を開設し、教授・准教授・講師・助教を配置する。なお、大学院教員は全て博士号の保有者であり、既設の歯学研究科で大学院教育に携わる教育・研究指導に十分な能力を保有する大学院指導教員資格を満たす教員を配置する。

口腔科学講座は主に基礎歯科学分野の教員を中心とした講座として設置している。また、口腔科学講座以外の臨床歯学系講座の講座研究における基礎的な研究を推進するため、必要に応じて教員を臨床系講座にも併任させる。これにより、基礎と臨床の一体化をはかる柔軟性のある研究組織を構築する。

また講座は、いわゆる大講座として運営し、講座の教育・研究の責任者として講座長を教授から学長の指名で任用する。また、大講座内での分野横断的な研究を進めるため、講師・助教は講座長の管理下に置き人事を統括する。

講義科目及び実習科目責任者は、教授あるいは准教授を配置し、演習科目責任者は講座長の教授を配置する。研究指導については、各専門分野の教授が中心

となるが、特に顕著な業績を有する准教授も研究指導を行う。この顕著な業績を有する准教授は、本学ではいわゆる丸合准教授と称しており、准教授任用基準より業績数の基準が厳しく設定されており、学位審査において主査を担当できる（資料 5）。また、分野の開設や教授会構成員となれるが、教授選考における投票権はない。なお、実習科目及び演習科目に関しては講師及び助教も専門能力に応じ補助させている。

教員の年齢構成は、60 歳代 7 名（含む兼担 1）、50 歳 36 名（含む兼担 1）、40 歳代 26 名、30 歳代 32 名であり、適切な教員配置に配慮し教育研究水準の維持向上と活性化に努める。なお本学の定年は 65 歳であり、定年を延長する大学院教員はいない。完成年度までに定年となる教授 2 名（含む兼担 1）、准教授 2 名のうち科目担当責任者の教授 1 名、准教授 1 名の科目については、関連分野の教授あるいは准教授に担当させ科目担当責任者の欠員が起こらないように計画している。

4-3. 教員組織の特色

当該歯学専攻では、研究マインドの高い高度な臨床能力と自立した臨床研究力を備えた歯科医師、すなわちアカデミック・デンタル・スペシャリストの養成に主眼を置くことから、現在問題となっている歯科的課題に対応した講座を設置し、さらに基礎と臨床の融合に配慮した柔軟な組織とすることで、人材養成目的を強力に進める教員組織を構築する。このような横断的な大講座の設置は、国内の私立大学では本学のみの特徴である。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件（資料 6）

5-1. 教育方法

人材養成目的である高度な臨床能力と自立した臨床研究力を備えた歯科医師を養成するために、教育の方法として、コースワーク、クリニカルワーク、リサーチワークを行う。コースワークの講義は、主に座学で教育するが、小人数である点を生かし講義の合間に議論を積極的に導入し、自立的な能力を導き出す工夫を行う。実習は、座学で得た知識の深化と応用を目的とすることから、各専門分野の指導教員がマンツーマンで対応し実践力を養う。演習は俯瞰的な考え方を身につけるために、分野横断的に実施され、複数の異なる分野の教員による異なる視点から演習し、研究論文の構成に厚みを持たせるよう指導する。研究指導は、教授あるいは准教授を指導責任者とし、複数の指導教員が指導計画書に基づき役割分担を明確にし、計画的な指導を行い研究活動と論文作成を行う。臨床指導は各専門分野別にクリニカルワークプログラムを設定し、附属

診療施設において臨床的視点の育成をはかる。

また、大学院講義室には、授業録画配信システムが配置されている。このシステムは授業の復習での利用や社会人大学院生の時間的な制約に配慮するために導入しており、本システムを当該歯学専攻でも運用する。特に、単位として認定すべき授業を録画された視聴覚教材で行う場合は、指導教員の下に視聴し、議論や質問ができるよう配慮している。また、指導責任者より科目担当者に視聴報告書を提出し、科目担当者が実施する試験によって単位認定を行っている。その他、研究の進展に応じて神奈川県大学院連携協定により、他大学院の単位も10単位まで認めている。

5-2. 履修指導

大学院生に対する履修指導は、入学時に行う履修ガイダンスで詳細に行うと同時に大学院の様々なシステムを理解させるためにキャンパスガイドを配布している。また、各分野において、4年の履修プロセスについて指導責任者と大学院生で共有する書類として1年次より指導計画書の作成を課している。指導計画書には、科目履修予定、担当指導教員名、指導計画の概要と評価、研究評価者、共同研究者などが記載されており、いわゆる学生カルテの役割を果たす。また、この指導計画書の作成は、その内容について大学院教育委員会で精査し、大学院教授会で審議され組織的な大学院教育を行うために実施されている。

さらに、大学院の研究生活を順調に進捗させるため、大学院学生生活委員会を設置し大学院教員6名を学習生活アドバイザーとして配置し、指導教員以外に相談できるシステムも用意されている。また、年1回、修了生を講師として招き、大学院での研究生活の実際を紹介してもらうプログラムを用意することにより手厚い履修指導を行う。

5-3. 研究指導の方法

研究指導については、専門分野の教授あるいは准教授を指導責任者として教授会の議を経て任命し、各大学院生に研究指導委員会を設置する。研究指導委員会の構成委員は、大学院教員から指導責任者が選任する。この際に、自らの分野だけでなく講座内の分野横断的に登用する。

大学院生には、1名以上の研究評価者が大学院教育委員会により任命され、各専門分野以外の立場から大学院生の研究活動のチェックを行い、研究指導委員会に対して適切な助言を行う。

また、研究課程の透明性や検証性を担保するために入学時に課程記録ノートを配布し、大学院において行う全ての活動を記録させる指導を行っている。この課程記録ノートは、指導教員によるチェック後、検印が押され、最終的に学位

審査時に提出する。また、指導責任者には5年間保存義務がある。

これらにより、横断的で組織的な課程制大学院制度の趣旨に沿った研究指導により、大学院教育の実質化をはかり身につけるべき能力の質を担保する。

5-4. 修了要件

修了の要件としては、下記の項目をすべて満たし、ディプロマポリシーに示す能力を身につけた者とする。特に、ディプロマポリシーで示した能力が身につけているかを学位論文の審査及び最終試験を通して最終確認し能力の保証に配慮する。なお、優秀な論文が作成された場合は、3年次での早期修了にエントリーが認められている。

- ① 4年以上在学する。
- ② 所定の単位を30単位以上修得し、コースワーク到達試験に合格する。
- ③ 必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格する。

5-5. 学位論文審査体制

5-5-1. 大学院生が受ける学位審査のプロセス

1年次より指導計画書を作成し研究活動を行い、毎年研究評価者から研究のチェックを受け、研究を進展させ、2-3年次に中間発表（公開）を行う。この中間発表の目的は、論文作成のための研究内容の研究科としての確認と助言である。中間発表は、年4回開催し、学生が自身の進捗に合わせ申し込みを行う。また、1回は義務として行わなければならないが、複数回申し込んでも良く、研究のブラッシュアップの場として活用できるよう配慮されている。

4年次には、年次当初に学位論文の審査を受けようとする大学院生は、学位審査事前申込書を提出する（5-5-2 参照）。さらに、論文内容を公表するために公聴会での発表が義務化されている。公聴会は年6回程度開催される。公聴会が終了後に、学長宛に学位審査願いを提出する。その後、学位審査委員会が設置され論文審査と最終試験を行い、教授会に審議が付託される。大学院教授会では学位審査委員会委員長（主査）及び当該大学院生からの審査要旨及び内容要旨の報告後、質疑応答を経て合否が判定され、合格した大学院生に対して博士号の授与が決定される。

5-5-2. 学位審査体制（資料7）

学位審査の運営は、学長を委員長とし、研究科長を代行とする学位審査運営委員会にて進行監理が行われる。

学位審査を受けようとする年次になった大学院生は、学位申請事前申込書を

提出する。学位審査運営委員会は、この願いに記載された論文内容、指導計画書、専門分野別教員一覧の3つの資料を基に、学位論文審査委員会を構成する主査1名、副査2名の候補を選出する。主査は、教授あるいは丸合准教授が担当する。また、より高い専門性が審査に必要な場合は、学外より副査を登用することができる。

審査委員には、担当指導教員、学内共同研究者、同一分野教員は選任できない規程となっている。さらに、候補となった審査委員は、教授会に上程され審議の後に投票し最終決定となる。本システムにより、審査委員の選任に対して厳格性と透明性を確保することで、学位審査の質の担保を図る。

一方、論文完成前に学位論文審査委員会を編成するのは、学位審査が一過性の審査でなく、論文内容を時間的にも質的にも経過を踏まえてより厳格に審査するためである。しかし、厳格な審査を行いながらも、課程制大学院の趣旨に沿い、教育指導的な側面が必要との考えも踏まえている。

博士論文が完成し本申請が行われた場合、申請のための資格審査を学位審査運営委員会で確認後、教授会で予備審査開始を審議決定する。その後に、前述の過程で選出された学位論文審査委員（主査・副査）による本格的な博士論文審査と最終試験を行い、教授会に審査に対する報告書を提出し学位授与の可否について審議を行う。

博士論文の審議のための教授会は、2/3の出席が必要な規程となっており、委任状での出席は認められていない。博士論文は、事前に教授会構成員に配布し全員が回覧し、教授会で審議を行い参加者の2/3以上の賛成が得られた場合に学位授与が決定される。

学位が認定された博士論文及び審査要旨は、必要な手続きを行い神奈川歯科大学リポジトリでの公開を行うと同時に、博士論文は、国立国会図書館に1部送付する。

5-5-3. 博士論文の要件

学位審査に提出される論文の要件は、キャンパスガイドやHPで公開されており、それらが十分踏まえられた論文である必要がある。さらに博士論文は、申請者が筆頭著者である掲載受理された論文あるいは原著論文形式（テーシス形式）の論文とする。特に英語論文での審査が望ましい。

5-6. 倫理審査体制について

本学には、研究に関する倫理審査体制として神奈川歯科大学研究倫理審査委員会を設置し、審査を行っている（資料8）。委員は、学長を委員長とし、病院長、研究科長、法学教授、外部委員3名を含む13名から構成されており、多面

的な視点から検討できるよう配慮されている。

実験動物関係及びヒトゲノムや遺伝子改変関係は、実験動物・組み換え DNA 安全委員会により審査されている。

6. 施設・設備等の整備計画

当該歯学専攻の設置にあたっての施設・設備については、既設の歯学部及び研究科の施設及び設備を活用する。大学院生の自習室については、1人に1つの机を各講座で用意し学生の自習環境を整える方針でこれまでも整備してきた（資料 9）。また、2校地での教育研究活動に配慮した双方向型の遠隔授業システムを平成 28 年度中に整備する。このシステムは、講義をライブで配信すると同時に、講義内で議論を行うことが可能である。さらに、授業録画システムが既設されており、録画授業を指導教員のいる研究室に設置された末端で視聴するだけでなく、当該授業で用いる資料がダウンロードできる。

横須賀キャンパス

歯学部が設置されており、講義室・実習室・会議室もすべて大学院教育に利用できる。大学院生は、控え室 1 室、講義や演習に大学院講義室（ICT 講義室）1 室が大学院専用に設置されている。自習室は、横須賀キャンパスが広い校舎を要していることから、利便性を考慮して指導責任者の研究室内に整備している。さらに、所属講座の講座研究室の他に、共同利用施設として口腔難治疾患研究センター、動物舎、培養室、行動実験室などが自由に利用でき、これらの施設に配備されている研究機器で多くの最先端の実験が可能であり、研究施設と設備に関しては当該歯学専攻でも十分対応可能である。

新設する施設としては、新附属病院内に臨床研究 data センターの開設を予定している。

図書館（本館）には、図書：約 89,897 冊、学術雑誌：約 1,994 誌、電子ジャーナル：4,858 誌、視聴覚資料：約 5,338 点が整備されている。その他、オンラインデータベースとして、医中誌 Web, EBSCOhost の MEDLINE Complete / Dentistry & Oral Sciences Source などが利用可能である。本学に所蔵していない文献は、相互貸借により入手可能である。図書館内には、視聴覚コーナー、自修コーナー、パソコンコーナーが併設されている。閲覧席数は 210 である。個室で論文作成、ほかにラーニング広場で自修、検索が可能である。開館時間は平日 9:00~21:00 となっている。

横浜キャンパス

大学院講義室（ICT 講義室）1 室、実習室 1 室、研究室 11 室、学生自習室 1 室、学生控室 1 室、会議室 3 室、医務室 1 室、事務室 1 室、横浜キャンパス図書館分室を横浜研修センター内に整備し、附属診療施設として横浜クリニックを設置している。図書館分室には、図書：約 1,685 冊、学術雑誌：約 185 種、視聴覚資料：約 14 点が整備されている。視聴覚資料が少ないことから、今後充実を目指していく。閲覧席数は 5 席である。開館時間は月から土曜日（診療日）8：00～20：00 となっている。以上の設備により、独立性の高い機能を有している。

7. 既設の学部との関係

本学には、歯学部が開設されており、歯科医師の養成を行っている。当該歯学専攻は、主に歯科医師の入学を想定し歯学部において養成された歯科医師の高度化を目指した大学院歯学研究科である。即ち、歯学研究科に設置される当該歯学専攻は、歯学部との連続性を有しており、教育・研究の柱となる領域は同一の歯学である。そのため、教員の全てが博士（歯学）を有しており、歯学部と歯学研究科の教員の研究領域も一致している。

関係性： 歯学部→歯学研究科

8. 入学者選抜の概要

8-1. アドミッションポリシー（資料 2）

当該歯学専攻で養成する人材像に基づき定義したアドミッションポリシーは、募集要項や HP 等に以下の通りに記載する予定である。

本学歯学研究科には、「自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献しうる人材を育成することを目的とする」という教育理念があります。この教育理念にある文化の向上と社会福祉の増進を実現するために、いま、歯科会は次の大きな 5 つの課題を解決する必要があります。

それは、

- ① 超高齢社会は、全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実が必要であり、摂食嚥下を含め全身管理に造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。

- ② 近年歯科医学も専門分科が進み高度化した半面、総合的な視点として小児から高齢者を取り扱うライフコースに基づく一貫した歯科医療の観点が失われていると同時に、包括的ケアを含めて総合化できる歯科医師が不足している。
- ③ 災害の頻発に対する災害医療歯科学の推進と災害時迅速に対応できる指導的な歯科医師が不足している。
- ④ 増加を示す口腔癌に対する歯科医療の高度化が必要であり、腫瘍学に対する造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。
- ⑤ 口腔と全身の関連の科学的解明を進展させる必要があり、基礎研究の充実と臨床応用できる臨床研究を主とする歯学教育・研究者が不足している。

これらの5つの課題を解決できる人材の養成は、今後の歯科医療を進展させ、教育理念の実現に寄与するものです。

すなわち、本学歯学研究科では、この5つの課題に共鳴し、確固たる目的意識を持ち、課題探究心や学習意欲が旺盛で、自立心とともに高い責任感があり、最新の臨床研究能力を身につけたいと考えている人材を求めています。

高度な臨床研究能力を備えた人材とは、倫理観が高く、課題解決のためのマネジメント能力があり、研究内容に対する公表力が俯瞰的で優れている必要があります。近年では、グローバル化の視点も重要です。また、歯科臨床の中にこそ課題解決の糸口があることから歯科臨床に対する意欲的な取り組みが求められます。

そのための教育としてコースワーク・リサーチワーク・クリニカルワークが系統的に行われます。この教育を受けるには、歯学におけるしっかりとした基礎的な学力、英語に対する受容性、課題に対して正確に解釈する能力、さらに研究を続ける胆力と責任感が備わっている必要があります。

そこで、本学の入試では、英語読解、面接による人物評価と口頭試問、専門分野に対する基礎的な知識に関する試験を行います。特に面接を重視し、課題に対する柔軟で正しい解釈ができる能力があるかを質問し評価します。

8-2. 入学試験の実施概要

大学院入試委員会は、入試の実施について主管シアドミッションポリシーに基づく入試業務を行う。入学者の決定は運営委員会において予備的な審議後に、大学院教授会で正式決定しプロセスの透明性に留意し、公平性を担保する。

8-2-1. 実施時期

前年度の12月（1期：特待生・推薦・留学生）、2月（2期：一般）、3月（3期：一般・社会人）の3回実施する予定である。

上記の他に、定員に達していない時には、秋季入学分として当該年度の 9 月に実施する。

8-2-2. 募集人員

入学定員は 1 学年 18 名である。以下の区分で実施する。一般選抜生、推薦選抜生、特待生、社会人学生、外国人留学生。1 期は 9 名。2 期は 7 名、3 期は 2 名の募集人員とする予定である。

8-2-3. 出願資格

① 一般選抜

- 1) 大学（歯学を履修する課程）を卒業した者及び平成 29 年 3 月卒業見込みの者
- 2) 外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は歯学）を修了した者
- 3) 文部科学大臣の指定した者
- 4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学（歯学を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達している者

② 推薦選抜

一般選抜の資格と共に、学長の推薦を得られ、アドミッションポリシーを理解し、第 1 期を専願で受験できる者

③ 特待生選抜

一般選抜の資格と共に、3 年で修了を目指す学生で第 1 期を専願で受験できる者

④ 社会人選抜

一般選抜の資格と共に、社会人経験が 1 年以上の者

⑤ 外国人留学生選抜

一般選抜の資格と共に、日本国以外の国籍を持つ者

8-2-4. 選抜方法

① 一般・推薦・社会人・外国人留学生選抜

試験科目：英語・面接・専門科目に関する試験を行う。

英語試験と面接試験は共通問題で行う。面接試験は、3 名の面接官で行い、入試の動機、意欲といったアドミッションポリシーに関連する事項を聞き取る。また、英語の試験内容から口頭試問し、読解力と論理的思考ができているかを判定する。

外国人選抜の面接は英語で行う。専門試験は、各専攻分野に関する試験を行い

歯学研究科に入学するに相応しい能力を有しているか確認する。

②特待生選抜

試験科目：英語・面接・専門科目に関する試験を行う。一般選抜とは異なる英文問題を追加して行う。

9. 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の特例の実施

既設の研究科においては、医療職は一生涯にわたる研鑽の必要性のある分野であり、学び直しの機会の拡充に対応するために社会人の受け入れを行ってきた。当該歯学専攻でも、大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を適用し、社会人の受け入れを行う。

9-1. 修業年限

標準修業年限は 4 年とする。ただし、就業上の配慮から長期履修制度を利用すれば 8 年まで延長できる。長期履修期間は授業料を無料とする。

9-2. 履修指導・研究指導・修了の要件

履修指導・研究指導・終了の要件については、基本的には一般選抜の学生と扱いは変わらない。しかし、社会人であり時間的な制約が多いことから、日常的な e-mail による履修指導を行う。また、研究指導では、学生の多くが医療関係者であり、職場が研究活動の場となるよう研究内容を検討し研究活動を行える等の指導をする。

9-3. 授業の方法

授業については、通常は 1-5 限で授業が行われている。社会人は、これらの通常の講義時間帯にも参加できるが、6 限 18：10-19：40 の夜間講義が開講されている。さらに、大学院講義室（ICT 講義室）で録画された授業は、視聴覚教材として配信されインターネットによる受講も可能である。

9-4. 教員の負担の程度・教員組織の整備状況

1 教員が担当する社会人は 1 学年 1 名とするよう教育委員会で指導教員を決定している。また、設置基準上の 36 名の教員を大きく上回る 101 名を申請しており、教員の整備状況は良好であり、募集人員は若干名なことから担当する人数は限られており大きな負担にならない。

9-5. 入学者選抜の概要

募集人員 若干名
試験科目 英語・面接・専攻試験
出願資格 一般選抜の資格と共に、社会人経験が1年以上の者

10. 管理運営

既設の研究科においても大学院の管理運営については、最高位の審議機関として大学院教授会が開催され、歯学部とは独立した組織となっている。また、学長のガバナンスに基づき研究科長を指名し、実務運営は委託を受けた研究科長の責任で行われている。さらに、大学院の組織運営に必要な各種委員会が設置されている。

10-1. 大学院教授会

大学院教授会は、大学院指導教授及び大学院指導丸合准教授を構成員として審議を行っている。特に平成27年4月より学校教育法の改正の趣旨に鑑み審議事項の学則を変更して運用しており、当該歯学専攻でも引き継いでいく。

10-2. 各種委員会

大学院には、現在14委員会・1連絡会が設置されており活動を行っている。当該歯学専攻でも、その活動を引き継いでいく。これらの委員会は、大学院専属の委員会であり歯学部から独立している。

- ① 大講座長会議：大講座長により連絡調整を行う。
- ② 運営委員会：大学院運営に関する全般を審議する。副研究科長が委員長となる。
- ③ 学位審査運営委員会：学位審査に関する全般を審議する。学長が委員長となる。
- ④ FD委員会：大学院に必要なFDの企画立案実行を行う。副研究科長が委員長となる。
- ⑤ 教育委員会：大学院教育に関する全般を審議する。
- ⑥ 入試委員会：入試業務に関する業務の企画立案実行を行う。
- ⑦ 学生生活委員会：学生の生活面に関する全般を審議する。
- ⑧ 臨床教育指導委員会：クリニカルワークに関する全般を審議する。
- ⑨ 研究推進委員会：研究の推進に関する全般を審議する。
- ⑩ 共通実験施設委員会：学内研究施設の総合調整と管理を行う。
- ⑪ 実験動物・組み換えDNA管理委員会：動物及び遺伝子組み換え実験の総括管

理を行う。

- ⑫ 学部学生研究推進委員会：学部学生の研究の奨励と支援を行う。
- ⑬ 国際交流委員会：国際プログラムの検討と企画立案実施を行う。
- ⑭ 社会連携委員会：社会貢献事業について検討を行う。
- ⑮ 奨学金返還免除候補者選考委員会：各種奨学金の採用者の決定を行う。

10-3. 事務組織

大学院には、主に教学業務を行う大学院事務室を設置し、横須賀キャンパス専任職員として2名、横浜キャンパス1名を配置する。具体的には、大学院の教学業務の事務取扱、大学院生の各種手続き、成績の管理、入学試験の管理などを行う。歯学部教学組織の教学部長は大学院運営委員であり、連携は密であり事務機能をサポートする体制は充実している。

11. 自己点検・認証評価について

本学には、自己点検委員会が全学常設委員会として設置されている。平成27年度には、平成26年度分の自己点検評価報告書が作成されている。評価対象は歯学部及び大学院歯学研究科であり、一体として行っている。認証評価機関は大学基準協会であり、平成22年度に評価を受け、平成23年4月より平成30年3月まで認証されている。

11-1. 平成30年度に認証を受ける計画の全体像

平成29年度に、第Ⅱ期の認証を大学基準協会に申請する予定である。

- ・平成28年4月 大学基準協会との協議、申請準備開始
- ・平成29年1月 点検・評価報告書の草案を提出
- ・平成29年4月 点検・評価報告書の正規版を提出

11-2. 準備状況

平成27年度に、大学全体の内部質保証システムを強化した。各部門は年度計画及びその評価指標を策定して自己点検評価を行い、自己点検・評価委員会の下に新設された専門委員会による評価を受け、最終評価者である理事長、学長、法人事務局長に報告する。

認証評価の準備は自己点検・評価委員会によって行われ、その実務は総合教育部教学IR室が担当する。

また、分野別認証評価については、平成26年度文部科学省大学改革推進事業の歯学教育認証評価WGによって現在進められている調査研究やトライアルの結

果を注視しつつ、正式運用が開始された時点で早期に認証を受けられるよう、教育内容・体制の改善に努める。

11-3. 認証を受けることの証明

平成 16 年度から認証評価制度が施行され、認証評価機関による認証評価を 7 年以内に受けることが義務付けられているため、本学は現在の認証の期限が切れる前年の平成 29 年 4 月に、大学基準協会へ申請を行う。

このスケジュールは、平成 27 年 5 月に開催された自己点検・評価委員会で決定され、学長に承認された。

12. 情報の公表 (<http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/>)

本学の教育研究活動等の状況については、主にホームページを通じて行っており、自由に閲覧が可能である。公開項目としては、学校教育法施行規則に従い全てを公開している。さらに、大学ポートレートにおいても情報を公開している。以下の項目の URL を記載する。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/ideal/>、トップページ > 理念・精神
- ② 教育研究上の基本組織に関すること。
http://www.kdu.ac.jp/dental/outline/info/org_structure.html、ホーム > 法人案内 > 組織・沿革
- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
http://www.kdu.ac.jp/dental/outline/info/edu_disclosure.html、ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 講座別詳細・教員数他 > 教員紹介
- ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/ideal/#admissionpolicy>、トップページ > 理念・精神（学生受け入れ方針 アドミッションポリシー）
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/studentcount/>、トップページ > 情報公開 > 学生数
- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/syllabus/>、トップページ > シラバス
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/h_degree/study.html、トップペー

- ジ > 情報公開 > 神奈川歯科大学大学院歯学研究科履修方法等規程
http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/h_degree/dissertation.html 、トップページ > 情報公開 > 学位審査論文の審査基準規程
http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/h_degree/examination.html 、トップページ > 情報公開 > 最終試験の審査基準細則
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/ideal/#diplomapolicy> 、トップページ > 理念・精神（学位授与方針 ディプロマポリシー）
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
<http://www.kdu.ac.jp/corporation/outline/campusmap/> 、ホーム > 法人案内 > キャンパスマップ
http://www.kdu.ac.jp/dental/outline/info/school_sites.html 、ホーム > 大学紹介 > 情報公開 > 校地情報
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/tuition/> 、トップページ > 情報公開 > 学納金
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/dessertation/examfee.html> 、トップページ > 学位論文 > 学位審査料
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/support/> 、トップページ > 情報公開 > 学生生活支援委員会
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/support/orangeroom.html> 、トップページ > 情報公開 > オレンジルーム（学生相談室）
- ⑩ 教育上の目的に応じた学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/ideal/> 、トップページ > 理念・精神（学位授与方針 ディプロマポリシー）
- ⑪ 学則・規程関係
http://www.graduate.kdu.ac.jp/about/school_regulations/ 、トップページ > 大学院概要 > 神奈川歯科大学大学院歯学研究科学則
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/dessertation/> 、トップページ > 学位論文（規程等）
<http://www.graduate.kdu.ac.jp/info/> 、トップページ > 情報公開（6. 学修の評価及び学位認定）
- ⑫ 自己点検報告書
<http://www.kdu.ac.jp/corporation/info/accreditation/> 、ホーム > 情報公開 > 自己点検評価

⑬ 設置関係（予定）

<http://www.kdu.ac.jp/corporation/info/studentcount/kaiso>（予定）、ホーム > 情報公開 > 設置関係（予定）

13. 教員の資質向上の方策について

教員の資質の向上には、大学院設置基準に従い大学院 FD 委員会を設置し、大学院に関する課題を取り上げ大学院教員の能力の開発に努めている。特に副研究科長を FD 委員長に任命し充実を図る。

これまで主な内容として、教員の研究倫理、学位審査能力の向上、研究指導能力の向上、コースワークの充実に関する項目などを取り上げ年 2-3 回程度の FD 研修会を開催してきた。特に、対象教員を絞った研修と全教員を対象としたものを各 1 回以上行い、全教員の受講管理を行っており、当該歯学専攻でも充実を図る。平成 28 年度には、臨床研究の充実方策を検討する FD 講演会を平成 28 年 7 月 31 日に開催する。その他、研究倫理に関する講習会を学長室との連携で 1 回（平成 28 年 10 月 28 日）、コースワーク充実のため、授業担当者を対象に FD を開催することが決定している（平成 28 年 9 月 10 日 11 日）。

教員の資質の向上には、教員評価が重要であり全学常設委員会である教員評価委員会で業績評価（研究・教育・研究費）を行いフィードバックする。

14. 多様なメディアを高度に利用して授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学大学院には主に社会人大学院生の講義受講の利便を図るため、ICT 講義室で行われた講義・演習に関しては、インターネットを通じて受講が可能なシステムを運用している。このシステムは、授業で用いられた視聴覚資料を含めすべてをそのままを記録すると同時に配布資料もダウンロードできる。

実施場所は、所属する研究室での視聴としており、指導教員の同席により、質問や討論ができる場で行う。また、レポートの作成などの課題に対しても指導教員の管理下で行い、作成されたプロダクトは科目担当者に提出される。科目担当者は採点后フィードバックを行う。この一連の過程は、指導責任者により視聴履修報告書として大学院教育委員会に提出し教育の質の担保に配慮している。これらは、履修方法等規程に記載されているが、当該歯学専攻開設時は学則に規定する。

以上のシステムは、大学設置基準第 25 条 2 項の要件を満たすものである。

手順

① 視聴（研究室・指導教員の同席）

- ② レポート作成
 - ③ 指導教員が科目担当責任者にレポート提出
 - ④ 科目担当者はフィードバックをメール等で行い、添削したレポートを返却
 - ⑤ 視聴終了報告を教育委員会に提出
- レポート課題が無い時は②③④は省略。

15. 2以上の校地において教育研究を行う場合

15-1. 必要性

設置の趣旨でも述べたように、喫緊の課題として、超高齢社会となり全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実、さらに総合的な視点から小児から高齢者をライフコースに基づく一貫した歯科医療の構築が求められている。また平成 26 年文科省の歯学教育の現状と課題では、「高度な医療機能を持つ附属病院と、それを軸とした地域の医療機関とのネットワークを最大限活用して学部教育、大学院教育、現職者の生涯にわたる研修を通じた人材育成を強化する。」ことが謳われている。神奈川歯科大学は当課題への対応を推進すべく、学部教育の再構築、附属病院の支援体制の整備を進めており、同時に大学院機能のさらなる充実を図りたいと考えている。

本学には、横須賀市の大学附属病院に加え、平成 14 年度より横浜市に有床診療所として横浜クリニック（地下 1 階・地上 5 階：1-5 階）と横浜研修センター（6-7 階）を設置した。横浜クリニックは年間約 115,000 人（延外来）の患者の診療を行い地域医療に貢献し 10 年が過ぎた。両附属医療機関の性格は地域性を反映しており、横須賀はこれからの超高齢社会への対応を推進するモデル医療機関として、一方横浜は自費診療を中心とした先進医療の拠点として位置付けている。今後、高齢化に伴う歯科医療ニーズ、社会から求められる多様な医療ニーズに応えるべく高度な専門性を有する歯科医師を育成するには、両附属医療機関を臨床教育の施設とした大学院組織の構築が不可欠と考えられる。特に、横浜キャンパス設置と同時に、臨床研究 data センターを附属病院内に設置し、横浜キャンパス内の横浜クリニックにおける臨床研究の蓄積も担当する。この意義は、2つの異なる患者層の比較検討や集約化を行うことで、これまでにない規模の臨床研究の展開を念頭に置いたものであり、2校地による教育研究体制の構築で初めて実現する。なお、横浜キャンパスでは 4 学年で 12 名程度の大学院生を受け入れる予定である。

15-2. 教員組織及び事務組織等の整備

教員組織として高度先進口腔医学講座を開講し、教授 4 名、准教授 1 名の論

文指導が可能な大学院指導教員資格のある専任教員を配置する。その他、大学院指導教員資格のある大学院専任教員は、講師 4 名、助教 7 名を配置することから、12 名程度の大学院生の実習指導や研究指導において十分な教員を登用する。

また、大学院事務は、横浜クリニック常勤事務職員 1 名を配置し、大学院生の日常的な事務的処理を行う。横浜キャンパス図書館分室には、常勤の図書館司書 1 名が図書業務を行う。健康管理室分室には、健康管理室分室長に常勤医師 1 名を任用し、大学院生の健康面での配慮をする。

以上の教員組織及び事務組織は、高度先進口腔医学講座教授より任用された副研究科長により管理される。

15-3. 施設についての整備状況

平成 28 年 3 月現在横浜研修センターには、教室 1 室 (ICT 講義室)、実習室 1 室、研究室 11 室、学生自習室 1 室、学生控室 1 室、会議室 3 室、医務室 1 室、事務室 1 室、横浜キャンパス図書館分館を設置しており、12 名程度の大学院生の指導において十分な施設整備を行っている。さらに、現在整備されている ICT 講義システムを充実させ、横須賀キャンパスと双方向型の教育指導ができるよう平成 28 年度中に整備する。

15-4. 学生及び教員の負担を軽減する配慮

横浜キャンパスでの教育研究活動は、独立性の高い機能を有しており、横須賀キャンパスに在籍する大学院生と大きな差は無く、大学院生が被る顕著な負担は無い。特に専門科目の授業は横浜キャンパスで開講される。さらに当該歯学専攻開設時には、質問も可能な双方向型の授業を展開できるように ICT 講義室を整備し充実を図ることから、共通必修科目等の受講にも問題は無い。

学生生活関係、教学関係、学位申請関係の事務的な対応は、横浜キャンパスの大学院事務担当者 (常勤) により窓口業務が行われ、横須賀キャンパスに来校する必要はなく手続き期間も変わらないことから、横須賀キャンパスとの差はほとんどない。

図書館機能は、横須賀キャンパス図書館の提供サービスが、横浜キャンパスにおいても利用できるよう、全ての検索に関してオンライン化が行われている。さらに、横浜キャンパスに無い図書の貸し出しは、横須賀キャンパス図書館に申請すれば、月曜日と木曜日に受け渡しが可能であり、学生の利便に配慮している。また、至急を要する場合は、ゆうパックを用い申請から 1 日後には図書を受領できるよう環境整備する。さらに、指導教員の専門領域に関する図書は、平成 28 年度中に増冊する計画となっている。

横浜キャンパスの学生が横須賀キャンパスにおいて教育研究活動をする場合も、横須賀キャンパス学生控え室が利用できる。

教員は、横須賀キャンパスにおいて教授会が開催されるため月 1 回程度来校の必要があるが、横浜キャンパスから横須賀キャンパスまで 1 時間程度であり、別途交通費の支援もある。平成 28 年度中には、テレビ会議システムの構築を行うことから、負担軽減のための配慮が行われる予定である。

【資料目次】

資料1 研究マスタープラン

資料2 3ポリシー

資料3 カリキュラムツリー

履修モデルの例（横須賀キャンパス）

履修モデルの例（横浜キャンパス）

カリキュラムMAP

資料4 神奈川歯科大学大学院教授任用規程

資料5 大学院指導員合准教授の任用に関する申しあわせ事項

資料6 大学院生の年次におけるモデルスケジュール

資料7 学位審査体制

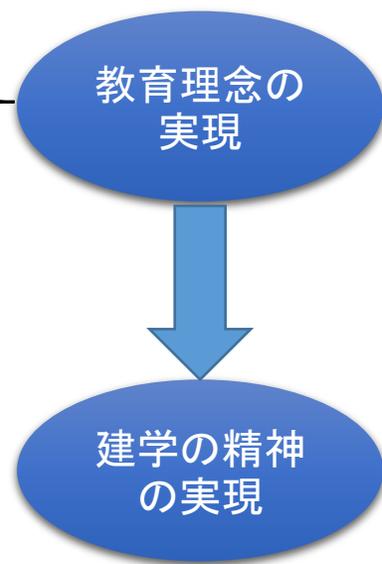
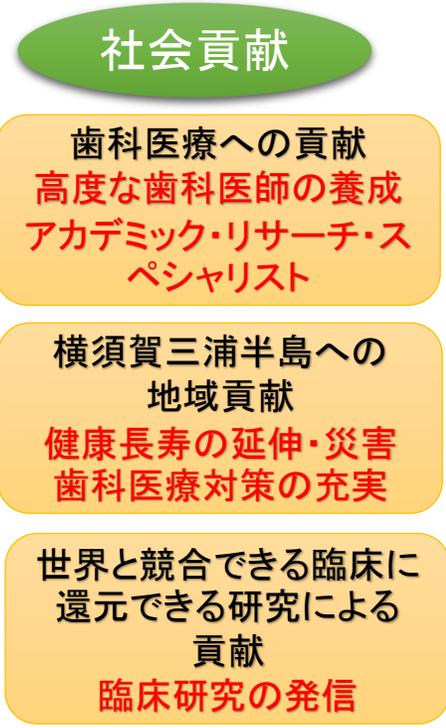
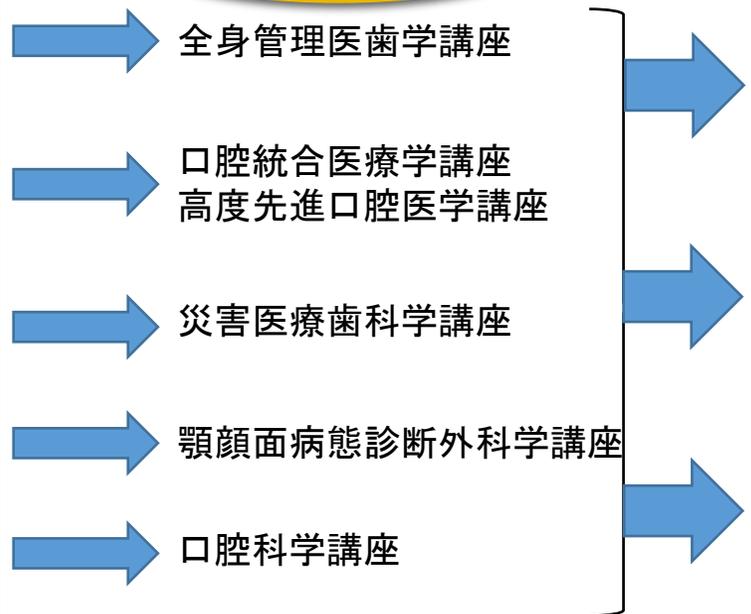
資料8 学校法人神奈川歯科大学研究倫理審査委員会規程

資料9 大学院生自習室見取図の例

歯科医学が解決しなければならない
5つの課題

- I. 超高齢社会は、全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実が必要であり、摂食嚥下を含め全身管理に造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。特に本学の位置する横須賀市は高齢化が顕著であり地域への貢献も求められる。
- II. 近年歯科医学も専門分科が進み高度化した半面、総合的な視点として小児から高齢者を取り扱うライフコースに基づく一貫した歯科医療の観点が失われていると同時に、包括的ケアを含めて総合化できる歯科医師が不足している。臨床研究dataセンターを設立し、新領域の研究を本学から世界にアピールする。
- III. 災害の頻発に対する災害医療歯科学の推進と災害時迅速に対応できる指導的な歯科医師が不足している。三浦半島の活断層は、地震災害を起こすことが推測されており三浦半島の災害時の歯科医療の充実は欠かせない。
- IV. 増加を示す口腔癌に対する歯科医療の高度化が必要であり、腫瘍学に対する造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。
- V. 口腔と全身の関連の科学的解明を進展させる必要があり、基礎研究の充実と臨床応用できる臨床研究を主とする歯学教育・研究者が不足している。本学がリードしてきた研究領域であり、研究の進展が必要である

平成29年開設
歯学専攻



* 歯学教育学講座は大学院教育の充実を担当

研究の基本方針

重点研究施策

人材養成の目標

臨床研究力

地域課題

国際競争力

研究の集約と効率化

地域歯科医療

研究機関

臨床課題の解決と特徴ある診療体系の構築を進めるための研究。

大学院の研究力を用いて地域の課題の解決を目指すための研究。

基礎研究力を総合化し、グローバルに競合できる研究。

大講座制の運用およびプロジェクト基盤型研究の推進

臨床研究能力を生かし様々な臨床的な課題を解決する指導的な人材の育成

臨床課題に対して、歯学専門領域を俯瞰的な思考による解決能力を身につけることが、トランスレーショナルリサーチに必要であり、新しい医療を開発する研究者の育成

日本における研究は基礎研究が中心で臨床研究の発信は弱い

基礎研究論文
(Nature Medicine, Cell, J Exp Med)

	1993-1997		1998-2002		2003-2007	
	論文数	論文数	論文数	論文数	論文数	論文数
1 米国	3097	米国	2769	米国	2674	
2 イギリス	365	ドイツ	404	ドイツ	442	
3 ドイツ	321	日本	371	日本	369	
4 スイス	244	イギリス	352	イギリス	314	
5 フランス	239	フランス	256	フランス	269	
6 日本	236	カナダ	209	カナダ	204	
7 カナダ	227	スイス	209	スイス	166	
8 イタリア	132	イタリア	132	イタリア	155	
9 オランダ	109	オランダ	114	オランダ	127	
10 オーストラリア	97	オーストラリア	106	オーストラリア	120	
11 スウェーデン	60	スウェーデン	87	スウェーデン	85	
12 オーストリア	47	オーストリア	69	オーストリア	67	
13 スコットランド	45	ベルギー	52	中国	53	
14 イスラエル	39	スコットランド	48	スペイン	53	
15 ベルギー	36	スペイン	48	ベルギー	49	
16 スペイン	33	イスラエル	35	イスラエル	47	
17 フィンランド	23	フィンランド	26	スコットランド	47	
18 ノルウェー	20	デンマーク	25	韓国	39	
19 デンマーク	14	ノルウェー	18	デンマーク	28	
20 ニュージーランド	12	韓国	15	フィンランド	20	
21 ウェールズ	10	ギリシャ	12	ブラジル	19	
22 ブラジル	9	ニュージーランド	11	ノルウェー	19	
23 ハンガリー	8	ブラジル	9	台湾	16	
24 ホルトガル	6	ロシア	9	アイルランド	14	
25 アルゼンチン	5	チェコ/中国	8	シンガポール	14	
中国 (36位)	1					

臨床研究論文
(New Engl J Med, Lancet, JAMA)

	1993-1997		1998-2002		2003-2007	
	論文数	論文数	論文数	論文数	論文数	論文数
1 米国	3314	米国	3695	米国	2677	
2 イギリス	920	イギリス	1484	イギリス	873	
3 カナダ	377	ドイツ	511	カナダ	462	
4 オランダ	277	カナダ	502	ドイツ	343	
5 フランス	274	フランス	432	フランス	300	
6 ドイツ	253	オランダ	410	オランダ	294	
7 イタリア	236	イタリア	374	イタリア	279	
8 スイス	166	オーストラリア	282	オーストラリア	260	
9 オーストラリア	155	スイス	261	スイス	252	
10 スウェーデン	155	スコットランド	224	ベルギー	177	
11 スコットランド	151	スウェーデン	216	スウェーデン	166	
12 日本	122	日本	183	スコットランド	145	
13 ベルギー	110	デンマーク	158	スペイン	141	
14 デンマーク	98	ベルギー	152	デンマーク	135	
15 スペイン	90	スペイン	136	中国	102	
16 フィンランド	88	フィンランド	121	ノルウェー	86	
17 イスラエル	53	オーストリア	88	フィンランド	79	
18 オーストリア	50	ノルウェー	83	日本	74	
19 ウェールズ	48	イスラエル	75	ブラジル	67	
20 ノルウェー	40	ニュージーランド	60	ニュージーランド	67	
21 アイルランド	34	中国	59	南アフリカ	61	
22 ニュージーランド	33	インド	53	ポーランド	60	
23 インド	29	ウェールズ	53	オーストリア	57	
24 タイ	29	南アフリカ	49	イスラエル	51	
25 ケニヤ	28	ブラジル	45	インド	47	
中国 (30位)	20					

注：基礎研究雑誌はNature Medicine, Cell, J Exp Medの3誌。臨床研究雑誌はNew Engl J Med, Lancet, JAMAの3誌。いずれもインパクトファクターが高く、各分野を代表する雑誌。

マスタープランと歯学専攻開設の背景

* 臨床研究を行う
人材の不足

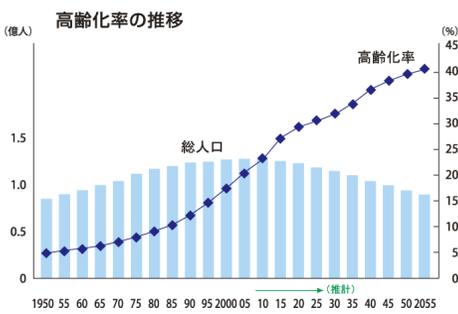
* 内閣府総合科学技術会議
第3期基本計画で指摘

教育の場が不十分

諸問題を解決することが
建学の精神に鑑み重要である

歯学専攻
の設置

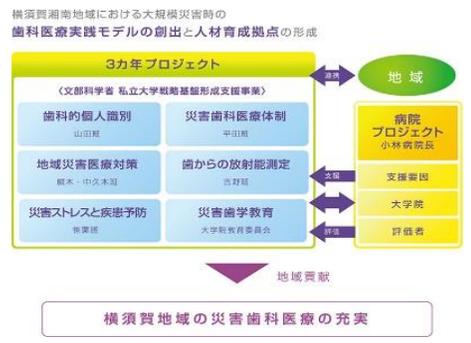
歯科医学が解決しなければならない5つの臨床研究課題



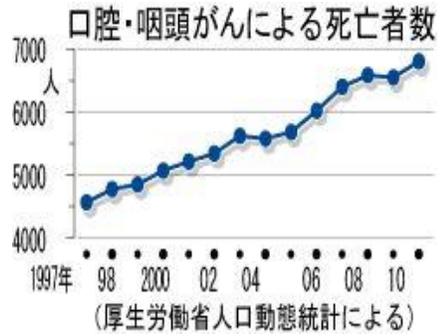
高齢化の進展は、元気な人だけでなく全身疾患を持つ患者の歯科治療も行わねばならない。全身疾患と歯科との関連についての臨床研究が必要である。



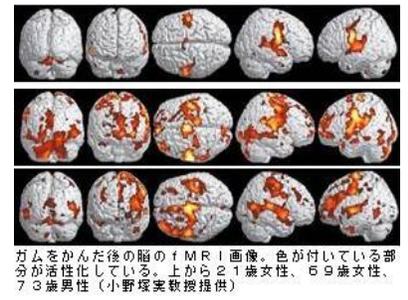
包括的ケアを含めてライフコースを考慮した総合化を行うための臨床研究が求められている。



三浦半島では地震災害が予想されており、災害時の歯科医療の充実のために臨床研究が必要である。
* 戦略基盤形成支援事業採択課題



口腔癌は増加しており、口腔癌対策を進める臨床研究が必要である。
* ハイテクリサーチセンター事業採択課題



歯科医療が全身の健康にも重要であることを示す臨床研究によるevidenceが求められている。
オープンリサーチセンター事業採択課題

3ポリシー

理念

「自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献する人材を養成することを目的とする」

AP 求める人材とは。

本学歯学研究科には、「自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養い、もって文化の向上と社会福祉の増進に貢献する人材を養成することを目的とする」という教育理念があります。この教育理念にある文化の向上と社会福祉の増進を実現するために、いま、歯科会には大きな5つの課題を解決する必要があります。

本学歯学研究科では、この5つの課題に共鳴し、確固たる目的意識を持ち、課題探究心や学習意欲が旺盛で、自立心とともに高い責任感があり、最新の臨床研究能力を身につけたいと考えている人材を求めています。

高度な臨床研究能力を備えた人材とは、倫理観が高く、課題解決のためのマネジメント能力があり、研究内容に対する公表力が俯瞰的で優れている必要があります。近年では、グローバル化の視点も重要です。また、歯科臨床の中にこそ課題解決の糸口があることから歯科臨床に対する意欲的な取り組みが求められます。そのための教育としてコースワーク・リサーチワーク・クリニカルワークが系統的に行われます。

これらの教育を受けるには、歯学におけるしっかりとした基礎的な学力、語学に対する受容性、課題に対して正確に解釈する能力、さらに研究を続ける胆力と責任感が備わっている必要があります。

そこで、本学の入試では、英語読解、面接による人物評価と口頭試問、専門分野に対する基礎的な知識に関する試験を行います。特に面接を重視し、課題に対する柔軟で正しい解釈ができる能力があるかを質問し評価します。

一部略

研究マスタープラン

理念を実現するために本学が取り組むべき課題

資料2

- I. 超高齢社会は、全身疾患との関連を重視した高度な歯科医療の充実が必要であり、摂食嚥下を含め全身管理に造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。
- II. 近年歯科医学も専門分科が進み高度化した半面、総合的な視点として小児から高齢者を取り扱うライフコースに基づく一貫した歯科医療の観点が失われていると同時に、包括的ケアを含めて総合化できる歯科医師が不足している。
- III. 災害の頻発に対する災害医療歯科学の推進と災害時迅速に対応できる指導的な歯科医師が不足している。
- IV. 増加を示す口腔癌に対する歯科医療の高度化が必要であり、腫瘍学に対する造詣の深い高度な専門性を有する歯科医師が不足している。
- V. 口腔と全身の関連の科学的解明を進展させる必要があり、基礎研究の充実と臨床応用できる臨床研究を主とする歯学教育・研究者が不足している。

課題解決

最終試験
学位審査
質の担保

DP 歯科医療の高度化における諸問題を解決する高い臨床研究能力を持つ人材

- ① 高い倫理観を持ち、研究と臨床に必要な諸規則を熟知し応用する能力を身につけている。
- ② 歯学専門領域における臨床的課題を発見する能力の育成と同時に課題解決のために、多様な研究方法論を理解し実践する能力を身につけている。
- ③ 普遍性のある研究成果を広くパブリケーションすることができる能力を身につけている。
- ④ 歯学専門領域を横断する幅広い知識に裏打ちされた柔軟かつ俯瞰的な判断ができるマネジメント能力を身につけている。
- ⑤ 地域における医療の歯科的課題解決を世界の動向を視野に入れて検討できるグローバルな思考能力を身につけている。

CP

DPを実現する教育

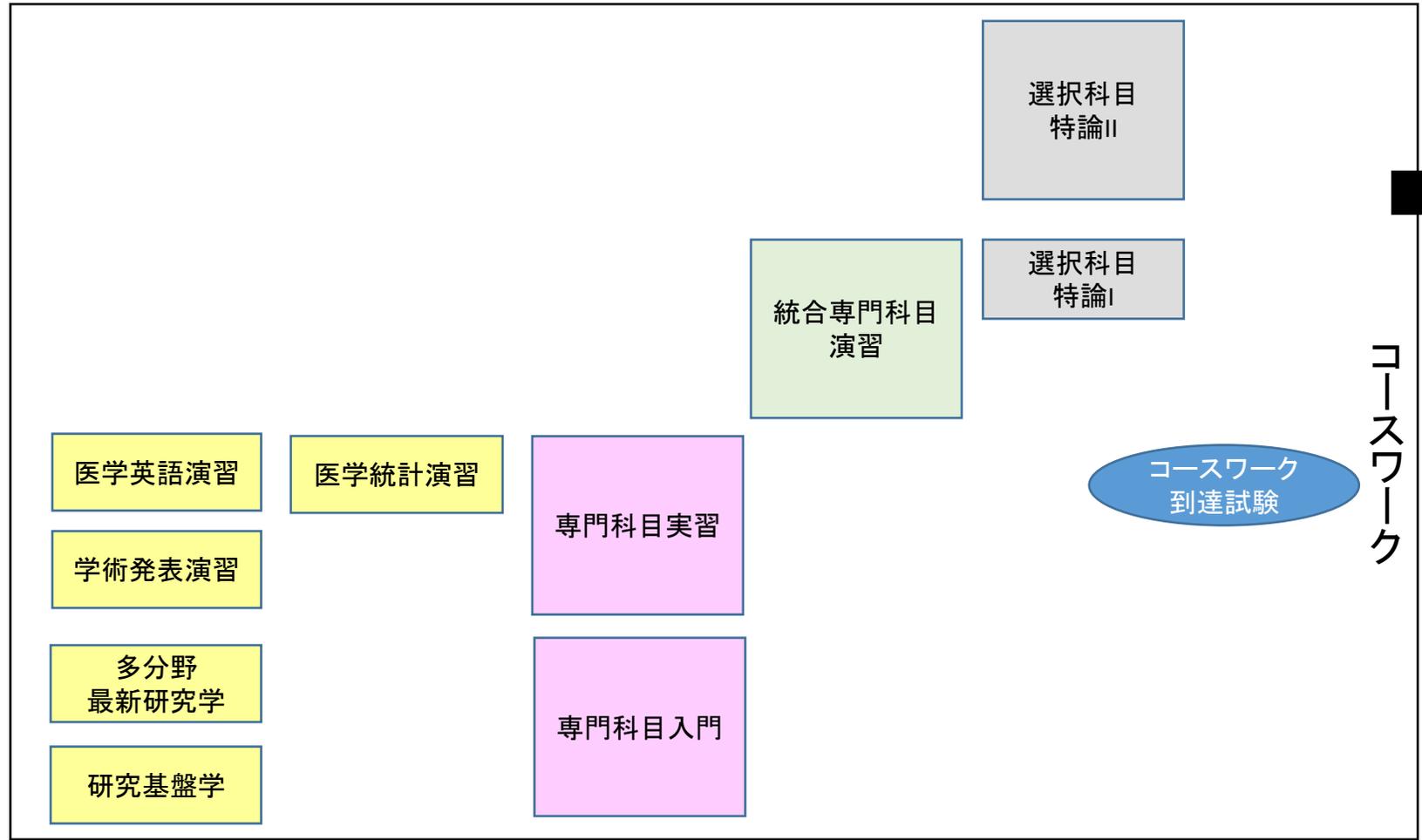
- ① 研究者に必要な倫理規範を教育し高い倫理観を備えた人材を育成する教育を行う。
対応DP: DP①
対応科目: 研究基盤学・専門科目入門・学術発表演習→研究・論文指導
- ② 歯学研究領域における高度な専門性を教育し、学術面で指導的な人材を育成する教育を行う。
対応DP: DP②
対応科目: 専門科目入門・専門科目実習・多分野最新研究学→研究・論文指導
- ③ 研究成果を公表する手法を教育し、高いパブリケーション能力を育成する教育を行う。
対応DP: DP③
対応科目: 研究基盤学・学術発表演習・医学統計演習・医学英語演習→研究・論文指導
- ④ 課題に対して柔軟かつ俯瞰的な考え方の基本を教育し、高いマネジメント能力を育成する教育を行う。
対応DP: DP④
対応科目: 多分野最新研究学・統合専門科目演習・選択科目特論I→研究・論文指導
- ⑤ 国際化に対応した語学力や国際的な活動の基本を教育しグローバルに活躍できる能力を育成する。
対応DP: DP⑤
対応科目: 医学英語演習・統合専門科目演習・選択科目特論II→研究・論文指導

カリキュラムツリー

資料3

歯科医療の高度化における諸問題を解決する高い臨床研究能力を持つ人材の育成

- 4年次 後期
- 4年次 前期
- 3年次 後期
- 3年次 前期
- 2年次 後期
- 2年次 前期
- 1年次 後期
- 1年次 前期



コースワーク

最終試験
学位審査

リサーチワーク

クリニカルワーク

研究活動
論文作成

臨床

共通必修科目 10単位
各科目半期・2単位
研究者として必要な基礎的素養の
涵養を育成
(メディア授業を含む)

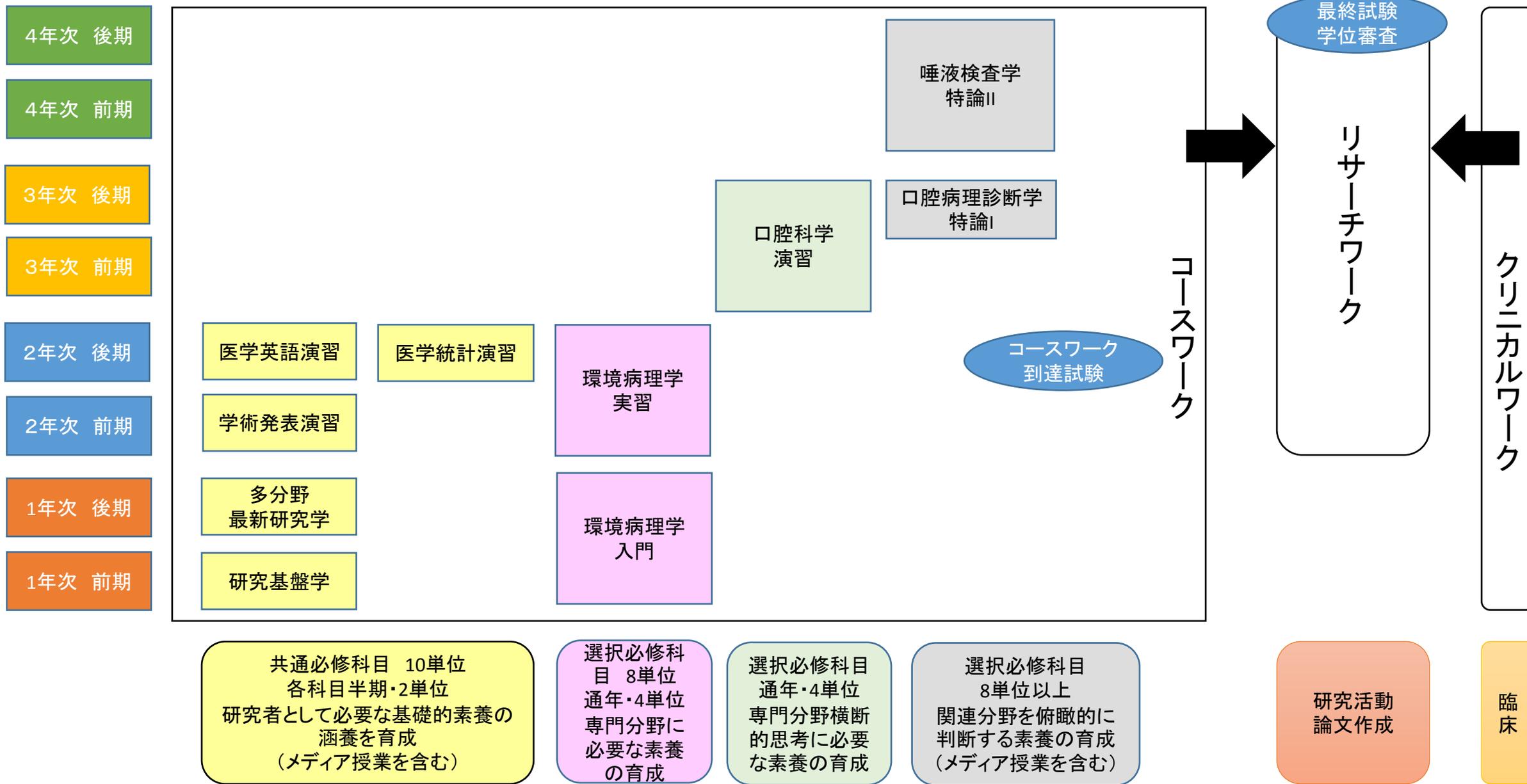
選択必修科
目 8単位
通年・4単位
専門分野に
必要な素養
の育成

選択必修科目
通年・4単位
専門分野横断
的思考に必要
な素養の育成

選択必修科目
8単位以上
関連分野を俯瞰的に
判断する素養の育成
(メディア授業を含む)

履修モデルの例(横須賀キャンパス)

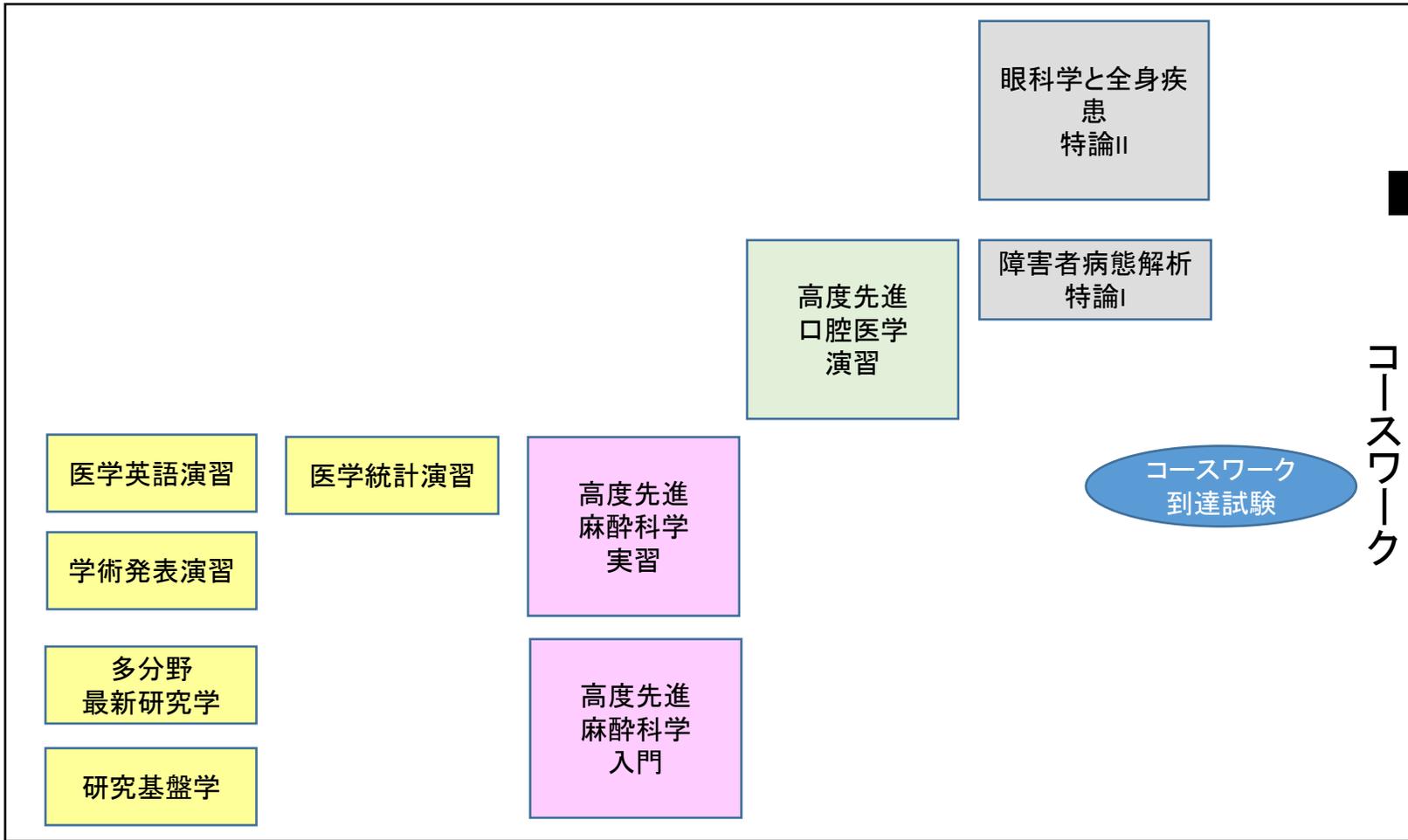
歯科医療の高度化における諸問題を解決する高い臨床研究能力を持つ人材の育成



履修モデルの例（横浜キャンパス）

歯科医療の高度化における諸問題を解決する高い臨床研究能力を持つ人材の育成

- 4年次 後期
- 4年次 前期
- 3年次 後期
- 3年次 前期
- 2年次 後期
- 2年次 前期
- 1年次 後期
- 1年次 前期



共通必修科目 10単位
各科目半期・2単位
研究者として必要な基礎的素養の涵養を育成
(メディア授業を含む)

選択必修科目 8単位
通年・4単位
専門分野に必要な素養の育成

選択必修科目 通年・4単位
専門分野横断的思考に必要な素養の育成

選択必修科目 8単位以上
関連分野を俯瞰的に判断する素養の育成
(メディア授業を含む)

研究活動
論文作成

臨床

最終試験
学位審査

学位取得

リサーチワーク

クリニカルワーク

コースワーク

コースワーク
到達試験

眼科学と全身疾患
特論II

障害者病態解析
特論I

高度先進
口腔医学
演習

高度先進
麻酔科学
実習

高度先進
麻酔科学
入門

医学統計演習

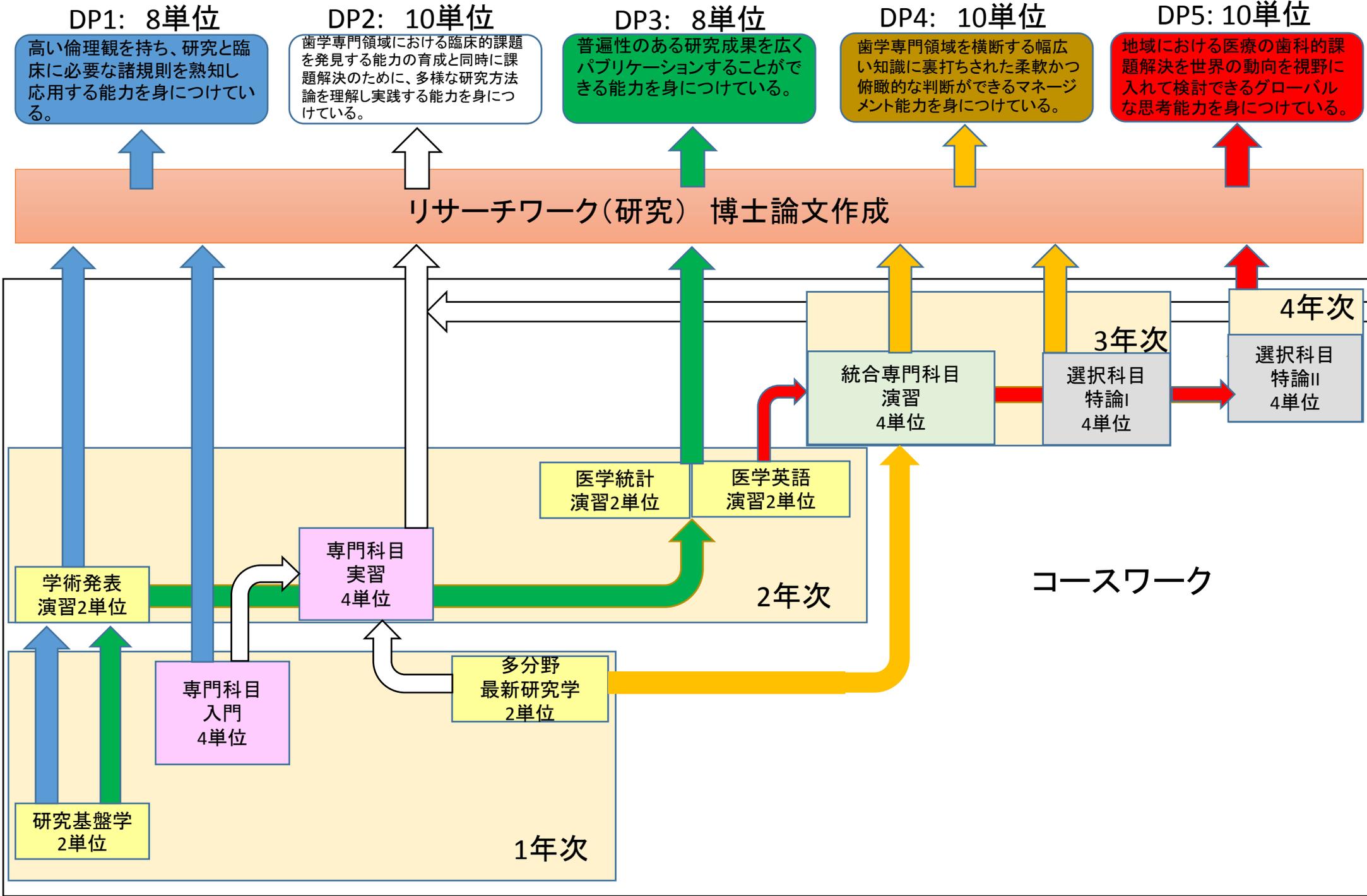
医学英語演習

学術発表演習

多分野
最新研究学

研究基盤学

カリキュラム MAP



資料 4

神奈川歯科大学大学院教授任用規程

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、神奈川歯科大学大学院において歯科医学教育者・研究者としての優れた人格と、当該領域における教育・研究業績、学会経験、知識を有する人材を神奈川歯科大学大学院教授として任用することを目的として定める。

(大学院教授)

第2条 大学院教授は、神奈川歯科大学大学院、神奈川歯科大学歯学部又は神奈川歯科大学附属病院若しくは神奈川歯科大学附属横浜クリニックの診療部門において、業務を遂行する。

2 大学院教授の定員は、おおむね20名とする。

3 大学院教授は、学生教育及び病院における診療等への参画は妨げない。

(職務内容)

第3条 大学院教授の職務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学院講座の適切な管理と研究体制を確立し、世界に通用する研究の推進
- (2) 国内外に通用する研究者の育成
- (3) 大学院教育
- (4) 研究資金の確保

(選考基準)

第4条 大学院教授は、人格、見識に優れ、豊富な基礎研究、臨床研究経験を有し、優れた研究能力及び教育指導能力のある者で、次の各号の全てに該当しなければならない。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 大学において教授、准教授（旧助教授）又は講師の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(資格)

第5条 大学院教授の資格は、次の基準によるものとする。

(1) 教育歴

ア 医歯系大学院の修了者は、10年以上

イ 歯科大学（歯学部）、医科大学（医学部）、獣医学部、薬学部卒業者は、15年以

上

ウ 4年制大学（学部）卒業者は、18年以上

なお、次の期間を教育歴とみなすことができる。

（ア）大学院及び研究生などの在学期間

（イ）助手又は副手の在職期間

（ウ）研究所の在職期間

（エ）臨床系の場合、大病院の医療職在職期間

(2) 大学院教育業績

ア 大学院生学位指導実績

イ 年間の大学院講義担当回数の確認など

ウ 専門分野に関する教科書等の執筆状況

エ 前職場における評価

(3) 研究歴

専攻関連分野において10年以上

(4) 研究業績

研究業績については細則に定める

(5) その他

候補者について人格、大学院教授としての適格性、指導力、学会及び社会における活動、健康等について調査する。この場合、面接してその意見を聴く。なお、選考委員会で選ばれた候補者には特別講義、プレゼンテーションを依頼することがある。

(申請)

第6条 大学院教授の申請は、次の書類をそろえ、理事長宛に学長に提出する。

(1) 履歴書

(2) 業績目録

(a)原著論文(b)著書(c)総説(d)学会シンポジウム等のプロシーディング

(e)症例報告書(f)その他（過去に取得した文部科学省科学研究費及び報告書のコピーなど）(g)学会発表など

(3) 原著論文別刷（代表的なもの10編）

(4) これまでの研究内容及び将来の研究方針

(5) 大学院学生、学部学生に対する教育についての抱負

(6) 臨床系講座教授の選考においては

- ア 前職場における臨床評価
- イ 専門領域に関する診療方針
- ウ 大学附属病院の診療体制についての意見

(選考方法)

第7条 大学院研究科長は、大学院教授退職の日時が予定されている場合には、その約6か月前から公募を開始する。ただし、不測の場合は速やかに公募を開始し、公募期間終了後、直ちに選考委員会を設けなければならない。

- 2 講座新設等に伴う大学院教授候補者についても、前項によるものとする。

(選考委員会)

第8条 第5条の規定により選考が開始された場合には、退職予定大学院教授は、当該講座とその他の講座の別なく、後任大学院教授の選考に加わらないものとする。

- 2 選考委員会は、その都度大学院研究科長により選出された5名の委員をもって組織し、委員長は委員の中で互選する。
- 3 前項で大学院研究科長が選出した委員については、大学院教授会の承認を必要とする。
- 4 選考委員会は、その成立後約3か月の間に、候補対象者の中から1名を選び、委員長は審議の結果を大学院研究科長に報告し、大学院研究科長はこれを大学院教授会に諮り承認を得るものとする。

(大学院教授会での審査)

第9条 大学院研究科長は、選考委員会の推薦した大学院教授候補者を大学院教授会で報告し、賛否を問うものとする。

- 2 前項の大学院教授会は、教授の3分の2以上の出席により成立する。ただし、前条該当の退職予定大学院教授及び休職中の者は除く。
- 3 大学院教授候補者としての承認は、過半数の賛成票を必要とする。
- 4 前項で選出された候補者を学長に報告し、理事会の承認を得ることとする。

(承認)

第10条 学長は、大学院教授会で承認された大学院教授候補者を理事会に推薦し、承認を得なければならない。

(任用)

第11条 理事会は、第9条第4項で選出された大学院教授候補者について審議を行った後、理事長がこれを任用する。

(期間)

第12条 大学院教授の職位の任用期間は5年間とし、再任することができる。

2 再任されなかった場合は、職位の変更及び給与の変更を行うものとする。

(選考委員会)

第13条 選考委員会の運用については、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第14条 この規程に定めない者及び規程の改廃については、大学院教授会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

資料 5

大学院指導丸合准教授の任用に関する申しあわせ事項

(平成25年9月5日制定)

任用基準

- a 原著論文は20編以上（臨床における調査、統計を含む）、内筆頭10編、かつ国際誌論文5編以上（内インパクトファクターを付与されている学術誌である国際誌論文3編以上）。*Equal contribution, corresponding author は筆頭とする
- b 学位論文の指導実績がある者あるいは大学院生の指導実績がある者
- c 丸合准教授の任用は大講座にのみ適用する。ただし、教授不在の場合はこの限りではない。

附則

この申しあわせ事項は、平成25年9月5日より施行する。

大学院生の年次におけるモデルスケジュール

1年次

コースワークで基本的事項を学びリサーチワークを進めるため準備(研究計画)を行う。

2年次

コースワークで応用的事項を学びリサーチワークとして研究活動を本格的に開始する。

3年次

リサーチワークを進め、学会発表などを通じて、研究内容を深め、論文化するための骨格を決定する。

4年次

リサーチワークの最終段階として結果の検証を進め、論文作成を開始する。

リサーチワーク

研究評価者による到達度の第三者評価

4月:履修指導・指導計画書の作成
10月:研究評価者による評価I
3月:研究評価者による評価II・指導計画書の作成

研究評価者による到達度の第三者評価

4月:履修指導・指導計画書の確定
10月:研究評価者による評価I
3月:研究評価者による評価II・指導計画書の作成

コースワーク到達試験

中間発表
指導教員による第三者評価

4月:履修指導・指導計画書の確定
6月・10月・12月・3月:中間発表
3月:指導計画書の作成

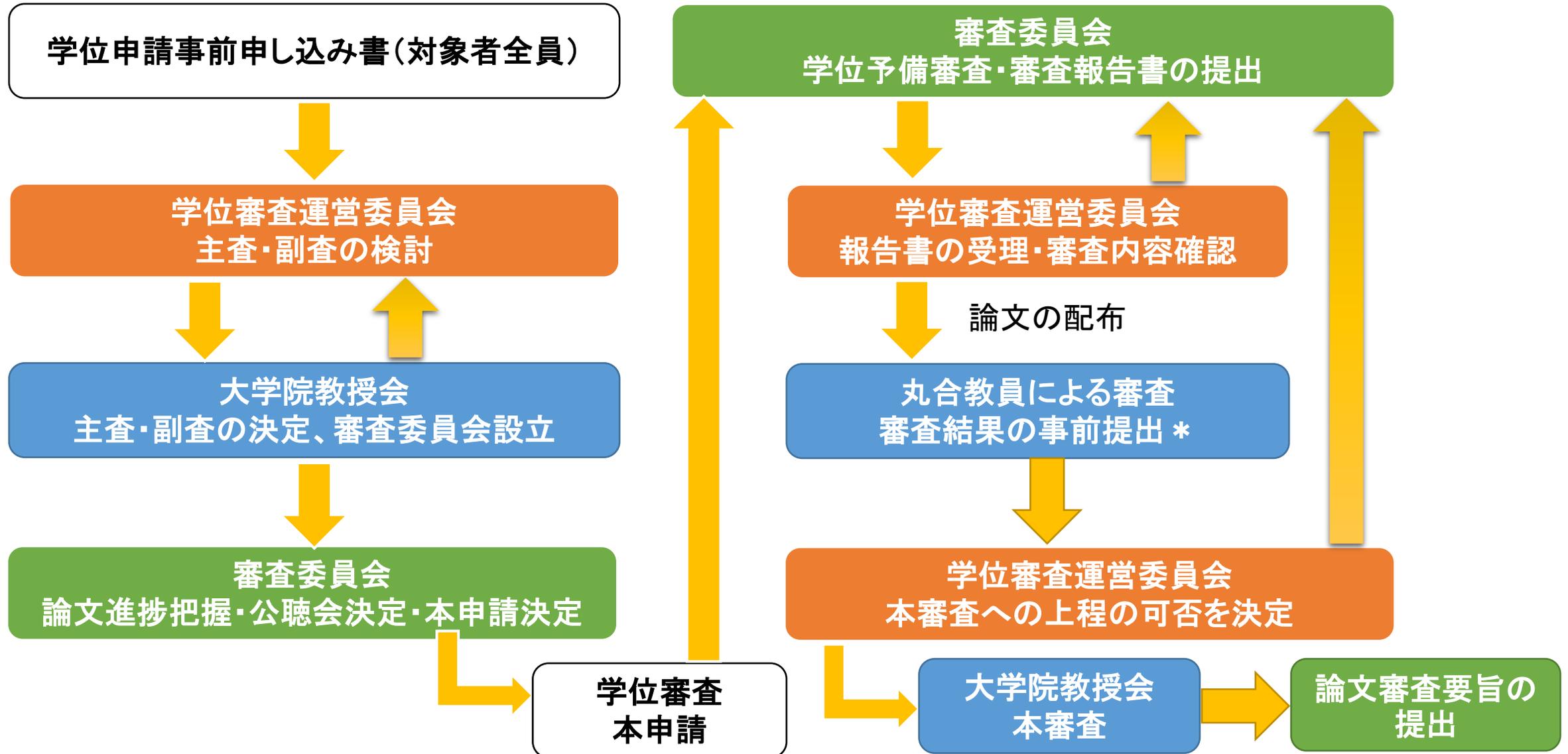
公聴会

学位予備審査
最終試験

学位本審査

クリニカルワーク

学位審査体制



学校法人神奈川歯科大学研究倫理審査委員会規程

平成9年7月1日制定

(設置)

第1条 学校法人神奈川歯科大学研究倫理規程に基づき、学校法人神奈川歯科大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、「所属長」とは、次のとおりとする。

- (1) 神奈川歯科大学は、各講座・分野の長
- (2) 神奈川歯科大学短期大学部は、各学科の長
- (3) 附属病院及び横浜クリニックの診療科は、病院長又は院長

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 神奈川歯科大学学長
- (2) 神奈川歯科大学附属病院長
- (3) 神奈川歯科大学教授 若干名
- (4) 神奈川歯科大学短期大学部教授 若干名
- (5) 学識経験者 若干名
- (6) 外部委員 若干名

2 前項の委員は、理事長が委嘱する。

3 第1項の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 第1項の委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、神奈川歯科大学学長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長に事故があるときは、神奈川歯科大学附属病院長がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、前条第1項第5号の学識経験者1名以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会は、審議に際し申請者に出席を求め、研究計画等について説明と意見を述べさせることができる。

3 委員会は、必要に応じ申請事項を調査検討するため、有識者の出席と専門意見を聴くことができる。

4 委員の申請は、申請に係る審議に関与することができない。

5 審議の判定は、出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

(専門委員)

第5条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に係る学内外の有識者のうちから委員長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じ専門委員の出席を求め、討議に加えることができる。ただし、審議の結果表示に加わることはできない。

(審議の申請)

第6条 研究計画の審議を申請しようとする研究者は、実施申請書(様式1～5)に所要事項を記入し、所属長を経て委員長に提出するものとする。

(審議結果の通知)

第7条 委員長は、申請を受理したときは速やかに審議を開始し、審議が終了したときは審議結果通知書をもって申請者に通知しなければならない。

(再審議)

第8条 再審議の申請については、再申請書(様式8)に所要事項を記入し、根拠となる資料等を添付し、第6条の手続の例により提出するものとする。

2 委員長は、前項の申請を受理したときは再度審議し、その結果を再審議に対する通知書をもって申請者に通知しなければならない。

(研究計画の変更)

第9条 申請者が研究計画の変更をしようとするときは、変更申請書(様式6)に記入し、所属長を経て委員長に提出するものとする。

2 委員会は、前項の報告について必要があると認めたときは、変更に係る研究計画について改めて審議することができる。

(研究の報告)

第10条 申請者は、毎年1回(年度末)、研究の進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況を委員長に報告書(様式7)を提出しなければならない。また、研究を終了又は中止したときは、速やかに報告書(様式7)を委員長に提出しなければならない。

(審議の証明)

第11条 委員会は、申請者の研究に係る論文の発表、雑誌掲載等に際し、研究倫理審査委員会の議を経た証明が必要なときは、定められた審議を受けた研究計画と当該研究の同一

性を認定した上で証明することができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の定めるもののほか、必要な事項の改廃は、委員会において定める。

附 則

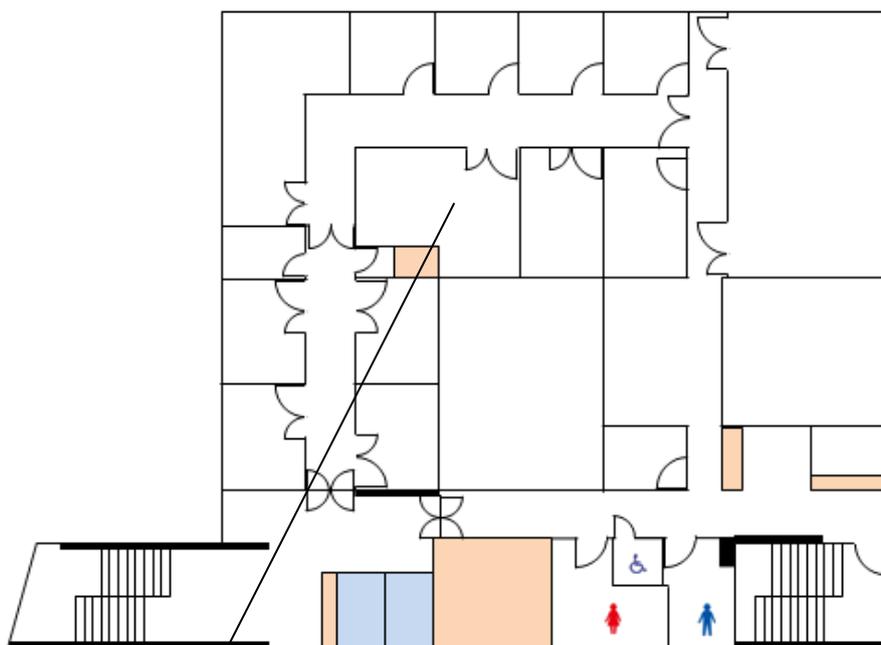
この規程は、平成9年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成26年10月1日から一部変更施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更施行する。



学生自習室

